

(3) 利用承認通知

利用承認の申請があった場合は、その内容を審査し、利用を承認するときには、申請者に利用承認書（様式第2号）により通知いたします。ただし、この場合、利用条件を付す場合があります。

(4) 利用不承認通知

審査の結果、利用を承認しないときは、申請者に利用不承認書（様式第3号）により通知いたします。

4 利用承認の基準について

(1) キャラクター等の利用に際して

- ア 利用承認を受けた内容にのみ利用し、付した利用条件に従ってください。
- イ 利用承認を他に譲渡し、または転貸することはできません。
- ウ キャラクター等は、原則として修正を加えないでください。
- エ 商標登録、意匠登録等著作物に関する自己の権利を新たに設定し、または登録しないでください。

(2) 利用の不承認

- ア 法令及び公序良俗に反するもの、またはそのおそれがあると認められる場合
- イ 北九州市の信用や品位を害するものと認められる場合
- ウ 営利目的と認められる場合
- エ 第三者の利益を害するものと認められる場合
- オ 特定の政治活動、思想活動または宗教活動に利用されるおそれがあると認められる場合
- カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員または暴力団員と密接な関係を有する者の利益になると認められる場合
- キ キャラクター等のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- ク 自己の商標や意匠にするなど、独占的に利用する場合
- ケ その他、センターの主旨に反する等、不相当と認められる場合

5 利用承認の取り消しについて

キャラクター等の利用がこの「利用の手引き」及び承認の内容に違反していると認められるときは、センターは当該キャラクター等の利用承認を取り消すことができます。

(1) 利用承認取り消し

以下に該当する場合は、利用承認を取り消すことがあります。

- ア この「利用の手引き」に違反した場合、または違反することが判明した場合
- イ 申請に虚偽または不正があった場合
- ウ その他、利用継続が不相当であるとセンター館長が判断した場合

(2) 利用承認取消通知

利用承認の取消しは、申請者に利用承認取消書（様式第4号）により通知いたします。

(3) 承認取消後の物件利用

承認を取り消された申請者は、利用承認取消書の通知があった日以降、承認されていた物件については、キャラクター等の利用をしないでください。

また、利用を取り消された申請者に生じる経費は、利用を取り消された申請者が負担してください。

(4) 物件利用状況報告

センター館長は、利用者にキャラクター等の利用状況等について報告させ、または調査することができます。

6 利用料について

利用料は、無償とします。

7 地位の承継について

相続人や合併により設立される法人その他利用者の一般承継人は、当該利用者が有していた利用承認に基づく地位を承継することができます。

8 利用にあたっての留意事項について

- (1) 利用に起因する問題が生じた場合には、利用者が速やかに対処する責任を負うものとし、北九州市は一切の責任を負いません。
- (2) 利用にあたっては、製造物責任における責任の所在を明らかにする表示をはじめとした関係法令を遵守し、誤認や誤解を与えないようにしてください。
- (3) 利用者がキャラクター等の利用によって第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、北九州市は損害賠償、損害補償その他の法律上の責任を一切負いません。
- (4) 北九州市が損害を被った場合には、利用者はその賠償の責めを負うものとします。
- (5) 利用した物件の成果品を北九州市へ郵送または持参してください。

9 事務について

この「利用の手引き」に関する事務は、センターが行います。

10 その他

この「利用の手引き」に定めるもののほか、キャラクター等の利用に関し必要な事項はセンター館長が別に定めます。

附 則

この「利用の手引き」は平成27年2月6日から適用します。